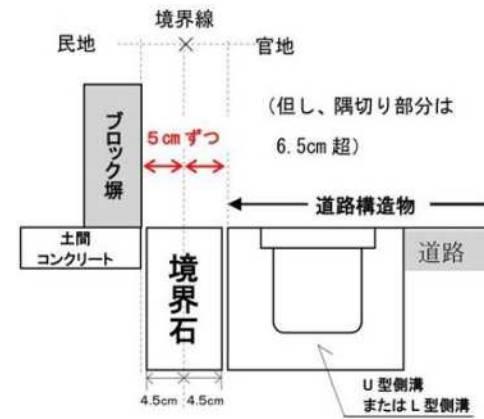


お知らせ

● 門・塀等をつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より **5センチメートル民地側** となるよう設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。



● 建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま**市長の許可が必要**です。

- ・土地の形質の変化
- ・**建築物**その他工作物（**ブロック塀、擁壁、カーポート等**）の新築、改築、増築
- ・重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意！ この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

● 仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、事務局の窓口で申請をしていただき、翌日以降の発行となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

● 土地・建物の売買をするときは、事務局へ相談を！

特別な制約はありませんが、今後、区画整理により減歩、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、（一財）さいたま市土地区画整理協会へ相談の上、行ってください。

● 権利の届出をして下さい。（定款第84条・第85条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動が生じた際は、組合に届出が必要となります。

また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から代表者1人を選任して組合に届け出て下さい。

※共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任しその者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いいたします。

● 民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効活用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに何うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

今後も区画整理事業についてご理解とご協力をお願い致します。

その他ご不明な点などがございましたら、下記までお問合せください。

お問い合わせ先（組合事務所）

〒338-0002

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会

<http://saitama-kukaku.jp/>

管理課 TEL.048-823-5221(資金管理・換地に関すること)

補償課 TEL.048-823-5226(建物補償に関すること)

工事課 TEL.048-823-5227(工事に関すること)

Saitama City 丸ヶ崎 まちづくりニュース

令和3年9月



金井塚理事長のあいさつ

初秋の候、組合員の皆様におかれましては、益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大に際しましては、大変なご心配、ご不便な思いをされておりますことと、心よりお見舞い申し上げます。さて、今回の区画整理だよりでは、主に令和2年度決算についてご報告させていただきます。事業を進めていくためには、みなさまの一層のご理解、ご協力が必要となりますので、今後とも宜しくお願いいたします。

令和3年度 第1回総代会の報告

令和3年7月30日(金)に丸ヶ崎土地区画整理組合現場事務所において、総代の方々の出席のもと、令和3年度第1回総代会が開催されました。今回の総代会で、主に令和2年度の事業報告、収支決算について、審議、ご承認をいただきました。その議案の概要についてご報告いたします。

令和2年度の事業報告について

令和2年度に実施した主な事業は下記のとおりです。

工 事

- ① 15街区整地工事
15街区の整地工事を行いました。
- ② 電柱移設
電柱の移設を行いました。

補 償

- ① 建物等移転補償費
土留擁壁補償及び建物等移転補償を行いました。

調査設計費

- ① 15街区外整地実施設計業務
整地工事を行うための設計図書作成を行いました。
- ② 出来形確認測量業務委託
道路等の工事の完了に伴い、換地計画の図書作成に先立って、街区点及び画地点の確定測量を行いました。
- ③ 建物等調査積算業務委託
事業により移転が生じた建物等の補償調査積算を行いました。
- ④ 杭打測量・換地修正外業務委託
事業に必要な杭の埋設及び分筆に伴う換地図書の修正を行いました。

保 留 地

一般公売契約による保留地の処分を行いました。

令和2年度の収支決算について

令和3年7月30日に開催されました総代会において、令和2年度収入支出決算が承認されました。

収入 307,529,237 円、支出 123,718,260 円 となり、
令和3年度へ 183,810,977 円が繰り越されました。

【収入】	収 入 費 目	決 算 額 (円)	【支出】	支 出 費 目	決 算 額 (円)
	さいたま市補助金	108,413,339		工事費	28,257,810
	保留地処分金	15,730,000		補償費	36,927,775
	諸収入	121,700		法2条2項事業費	0
	繰越金	183,264,198		調査設計費	41,310,755
	計	307,529,237		事務費	17,221,920
				計	123,718,260

令和2年度の主な会議

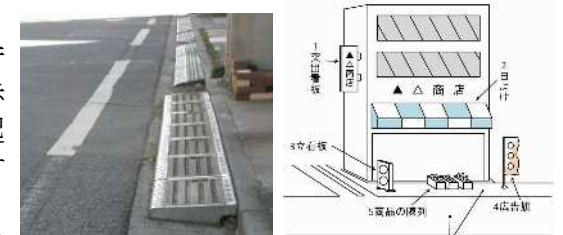
年 月 日	主 要 事 項	年 月 日	主 要 事 項
令和2年 5月	『まちづくりニュース』の発行	12月 5日	『第2回総代会』 ・さいたま市丸ヶ崎土地区画整理事業の 事業計画書（第8回変更）について
6月24日	『定期監査』（令和元年度）	令和3年 2月15日	『第3回理事会』 ・令和2年度第3回総代会について ・随意契約の執行について
7月 8日	『第1回理事会』 ・令和2年度第1回総代会について	3月 5日	『第3回総代会』 ・令和3年度さいたま市丸ヶ崎土地区画 整理組合の事業計画及び収支予算につ いて
8月 2日	『第1回総代会』 ・令和元年度さいたま市丸ヶ崎土地区 画整理組合の事業報告、収支決算及 び財産目録の承認を求めることにつ いて		
9月	『まちづくりニュース』の発行		
11月20日	『第2回理事会』 ・令和2年度第2回総代会について		

道路の使用についてのお願い

● 道路上に物を置かないでください。

道路上に物（コンクリート板、道路段差解消ステップ、バリアード、カラーコーン、立看板、広告旗、消火器、荷物、商品、自動販売機など）を置いたままにすることは歩行者、自転車や車の通行の障害になり、交通事故を引き起こす原因にもなります。また、歩行者がつまずいて転倒する事故にもつながります。

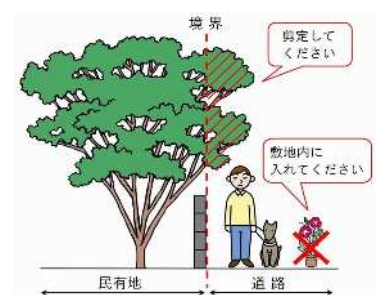
そのため、道路上に物を置いている場合は、取り除くか敷地内に入れるなどの対応を行ってください。



● 庭木の枝は敷地内で管理してください。植木鉢等は道路・側溝の上に置いてはいけません。

敷地を越えて樹木の枝が歩道や車道へはみ出すと、歩行者や車の通行の障害になり、また、道路の見通しを悪くし、交通事故を引き起こす原因にもなります。枝等が落下した際には、思わぬ事故を引き起こすこともありますので、所有者の方は、樹木の剪定や手入れをしてください。

道路上（歩道・側溝を含む）に植木鉢等を置くことは、歩行者や自転車等の安全・快適な通行の妨げとなり、交通安全上問題となる場合がありますので、敷地内に入れてください。



● 道路への土砂流出防止と流出土砂の撤去にご協力ください。

大雨のあとに、畑などの土砂が道路上へ流出し、歩行者や車の通行の障害となることがあります。また、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまう事例も見受けられます。

皆様の道路の安全を確保するため、土地の所有者の方は土砂が流出しないよう防止策をお願いします。万が一、土砂が道路へ流出してしまった場合は、速やかに土砂の撤去をお願いいたします。



※道路上に置かれたものや、はみ出したものが原因で事故が発生した場合、物件の所有者が責任を問われる場合があります。道路を歩行者や自動車が安心・安全に通行できるよう、皆様のご協力をお願いします。

令和2年度に実施した事業について

丸ヶ崎土地区画整理事業
令和2年度 工事箇所図

